

戸籍等の申請について

戸籍等を請求のできる方は、本人及び同一戸籍にいる方と直系の方（両親や祖父母、子供や孫）になります。これ以外の方は、委任状の提示又は、請求理由や提出先を具体的に記入するほか、疎明資料の提示が必要となります。

なお、個人情報保護し、なりすまし等の不正申請を防止するため、申請の際に窓口に来られた方の本人確認をさせていただきます。

<申請書記載内容と記入の仕方>

1. 「①窓口に来られた方」(住所、氏名(フリガナ)、電話番号、生年月日、請求者との関係)

- 実際に窓口に来られた方の住所・氏名(フリガナ)・電話番号・生年月日を記入してください。
- 請求者からみた関係を当てはまるものにをつけてください。
- 「その他」に当てはまる方は、必ず請求する方からみた関係を記入してください。

2. 「②請求する方」(住所、氏名(フリガナ)、生年月日)

- 戸籍を請求する方(請求者)の住所・氏名を記入してください。
- 窓口に来られた方が請求者本人の場合は、住所・氏名欄の「①と同じ」にそれぞれをつけてください。
- 窓口に来られる方が請求者の代理人・使者の場合は、申請書に請求者本人が押印し、委任欄の「私は、下記の～」にをつけてください。

3. 「戸籍の請求について」

(1)どなたのものが必要ですか。(本籍、筆頭者、一部(抄本)の方のときの名前)

- 戸籍は、夫婦と結婚していない子供が一つの単位になっています。
- 本籍は土地の地番ですので、住所と異なる場合があります。
※「〇〇町〇丁目〇番」や「〇〇町〇〇番地」となります。
- 筆頭者は戸籍の一番目に記載されている人です。死亡等により、その戸籍から抹消されても変わりません。
- 一部(抄本)が必要な場合は、その方の名前と生年月日、必要通数を記入してください。また、戸籍に記載されている方から必要な方だけを記載し、一つの証明書として綴ることもできます。必要な方は、職員へ申出てください。

(2)請求者から見た筆頭者との関係

- 請求する(上記②)から見た筆頭者との関係に該当するものにをつけてください。

(3)必要な証明について

- 必要な証明書の通数を記入してください。
- 出生から転籍・死亡までの戸籍が必要な場合、複数の戸籍で一連のものになります。必要の方と氏名と必要な通数を記入し、必要な内容に当てはまるところに○をつけてください。
- 身分証明書と独身証明書を請求できる方は、本人のみです。本人以外からの請求には、必ず本人からの委任が必要になります。

4. 「③証明書の使用目的について」

- 該当する提出先にをつけてください。また、「その他」の場合には、④に記入してください。
- 本人及び同一戸籍にいる方、または直系の方以外の方が請求者になる場合、裏面にある請求理由の欄に、提出先、使用目的を具体的に記入することや、委任状や疎明資料等が別途必要になります。
- 申請者が親族等の場合、続柄を証明する戸籍等のコピーが必要になります。ただし、米沢市の戸籍で確認できる場合には、不要です。

<戸籍等の申請できるもの>

○ 「戸籍全部(謄本)／一部(抄本)」(一通450円)

- 全部(謄本)とは一つの戸籍に記載された方の全員が記載されたもの、一部(抄本)とは戸籍に記載された方の一部の方の写しです。

○ 「除籍全部(謄本)／一部(抄本)」、「改製原戸籍謄本／抄本」(一通750円)

- 除籍とは戸籍に記載されている全員が、転籍や死亡等により、なくなった戸籍をいいます。
- 戸籍は、昭和32年と平成6年の戸籍制度の改正により、新たに必要事項だけを転記して作り直されました。その作り直す前の戸籍を改製原戸籍といいます。
- 謄本／抄本の違いは、戸籍と同じです。
- なお、詳しいことは職員にお聞きください。

○ 「戸籍の附票謄本／抄本」、「除戸籍の附票謄本」(一通400円)

- その戸籍に記載された方の住所履歴を証明するものです。
- 米沢市では平成3年以前のものは、廃棄したため保存していません。

○ 「身分証明書／独身証明書」(一通400円)

- 請求できる方は、本人のみです。そのため、本人以外からの請求には委任状が必要になります。

1) 「身分証明書」

その人が成年被後見人及び禁治産者でないことを証明するものです。

2) 「独身証明書」

その人が戸籍上において、婚姻状態ではないことを証明するものです。

○ 「受理証明書」(一通350円)

- 戸籍の届出(婚姻等)の内容を証明するものです。
- 証明書を賞状タイプ(一通1,400円)で発行することもできます。詳しくは、職員にご相談ください。

○ 「死亡診断書」(一通350円)

- 申請者は同居の家族が基本となりますので、亡くなられた方の氏名及び死亡月日も記入してください。
- 法律により、①簡易保険、②厚生年金、③地方公務員共済提出用等の法律に基づいたものしか交付できません。なお、①については、保険証書の提示が必要です。

○ 「その他の証明」について

1) 「焼失証明書」(一通400円)

米沢市では、大正時代の二度の大火で戸籍が焼失しました。これにより、その際の戸籍が現存しないことを証明するものです。

2) 「戸籍記載事項証明」(一通350円)

戸籍に記載されている内容の一部を証明するものです。